

在宅人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業

在宅人工呼吸器使用者の災害時等の停電における安全・安心を確保するため
自家発電装置を給付します。

購入前に申請してください。購入後の申請は給付の対象になりません。

対象

※以下の①～③全てを満たしている方が対象となります。

- ① 在宅人工呼吸器使用者個別支援計画を作成している方
- ② 上記計画より、自家発電装置を準備する必要があることを確認できた方
- ③ 他の公的制度で自家発電装置給付の対象とならない方

給付物品

- 自家発電装置（家庭用カセットボンベ式）
 - *原則として人工呼吸器の外付けバッテリーの充電を目的とするものです
 - *燃料は自己負担となります。

申請方法・手順

- 「申請に当たっての留意事項」をチェックし、対象となるかどうか確認をしてください。
- 希望する自家発電装置の「見積書」を業者に作成してもらいます。
 - *購入業者については港区の指定業者である必要があります。ご不明な場合は事前に担当まで問い合わせください。
- 「申請書」「申請に当たっての留意事項」「見積書」を下記まで提出してください。（郵送可）
- 申請書を受理後、審査を行います。災害時個別支援計画作成に係る関係機関へ確認を行うこともありますのでご了承ください

裏へ

申請後

- 支給が決定しましたら「自家発電装置給付決定通知書」「自家発電装置給付券」を、送付します。
- その後、指定された業者から連絡がいきますので、納入日を決めてください。納入には、区関係者等の立会いが必要です。あらかじめ支援関係者へお声掛けください。
- 納入時「自家発電装置給付券」の受領欄へ署名と押印をし、業者へお渡しください。

その他

- 災害時個別支援計画の更新時等、年1回以上は自家発電装置の作動の確認を支援関係者と必ず行いますようお願いいたします。
- 耐用年数は6年です。耐用年数を超え、かつ当該自家発電措置が壊れた場合に限り、再度給付を申請することができます。

【申請・問合せ先】

〒108-8315 港区三田1-4-10
みなと保健所 保健予防課
電話:03-6400-0080

